

制度についての質問にお答えします その②

☆質問1 保険料について、具体的に教えてください。

答え 後期高齢者医療保険料は、被保険者1人当たりいくらかと決められる「均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。平成20年度・21年度の保険料率は、県内均一で、均等割額41,592円、所得割率100分の7.75と決定しました。

年金を受給されている方は、原則として介護保険料と同様に、年金から天引きされます。それ以外の方は、納付書または口座振替により納めていただくことになります。保険料の額については、平成20年4月以降にお知らせします。

☆質問2 所得の低い方の保険料は、どのようになりますか？

答え 所得の低い方には、保険料の均等割額が世帯の所得水準にあわせて、7割、5割または2割の軽減措置が設けられます。たとえば、「年金80万円の受給者で1人住まいの方」の場合、均等割額は41,592円の7割が軽減され、所得割はかかりませんので、保険料額は12,400円となります。

また「厚生年金受給者の全国平均額となる年金201万円の受給者で1人住まいの方」の場合、均等割額は41,592円の2割が軽減され、所得割額は37,200円となるため、保険料額は70,400円となります。

☆質問3 現在、社会保険等の被扶養者になっている方の保険料は、どのようになりますか？

答え 社会保険等の被扶養者だった方の保険料については、後期高齢者医療制度の資格を得た日のある月から2年間に限り、保険料の被保険者均等割額が5割軽減され、所得割額は賦課されません。

なお、平成20年度においては、特例措置がとられ、平成20年4月から9月までの間の保険料負担はなく、10月から平成21年3月までの間の保険料は9割軽減されますので、平成20年度の保険料額は2,000円となります。

※おことわり

この内容は、国が示す資料などを基にしていますが、今後変更されることもあります。

平成20年4月から
「後期高齢者医療制度」が始まります

現在、75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の人は国民健康保険や健康保険などに加入しながら、「老人保健制度」で医療給付を受けていますが、この老人保健制度は平成19年度で廃止され、平成20年4月から新しく創設される「後期高齢者医療制度」で医療給付を受けることになります。

※後期高齢者医療制度についての問い合わせ先

福祉保健課	☎ 0859 - 54 - 5207
中山支所福祉課	☎ 0858 - 58 - 6112
大山支所福祉課	☎ 0859 - 53 - 3136
鳥取県後期高齢者医療広域連合	☎ 0858 - 32 - 1097